

北海道小樽潮陵高等学校 全日制課程 生徒心得

1 登校、下校、欠席、早退について

(1) 授業振鈴

予 鈴	8 時 1 0 分
H R 始	8 時 2 0 分
第 1 時限始	8 時 3 5 分
第 4 時限終	1 2 時 2 5 分
予 鈴	1 3 時 0 0 分
第 5 時限始	1 3 時 0 5 分
第 6 時限終	1 4 時 5 5 分
第 7 時限終	1 5 時 5 5 分

遅くとも、始業時間 10 分前までに登校し、遅刻をしないようにする。バイク通学は認めない。

(2) 最終下校時間は 19 時 00 分（冬期間 18 時 30 分）までとし、それ以降となる場合は関係教職員に申し出、許可を受ける。

（体育祭・潮陵祭など、特別な場合は学校の定めによる。）

(3) 欠課・早退・放課以前の外出は、学級担任の許可を受ける。

(4) 欠席をする場合は、事前に保護者が理由を連絡する。

2 礼儀作法について

常に礼儀作法について心がけ、潮陵生としての品位を失わぬように行動すること。

3 校内生活について

(1) 金銭、貴重品は自己管理を徹底し、必要な場合は担任・顧問などに預け、事故を防止する。

(2) 盗難、紛失、拾得などの際は、速やかに担任または担当教諭に届け出る。

(3) 教室内ではコート等を着用しない。

(4) 互いに協力し合い、校内美化に努める。

4 校内掲示物・配布物などの取り扱いについて

掲示物や配布物については、生徒間の自主的規則を尊重するが、互いの名誉を尊重し、他人を中傷することないよう、また、低俗にならないよう十分配慮する。（掲示・配布物規定参照）

5 校外生活について

(1) 外出の際は身分証明書を携帯し、本校生として自覚をもって行動する。午後 10 時までには帰宅していることが望ましい。（北海道青少年健全育成条例：午後 11 時から翌日午前 4 時までの間は外出禁止）

(2) パチンコ店や麻雀荘・風俗営業の店など、高校生の出入りが認められていない場所への立ち入りを禁止する。

(3) 飲酒・喫煙・違法薬物・万引などの違法行為は絶対に行ってはならない。

(4) 交通安全要綱に従い、交通法規守って事故の加害者・被害者にならないように注意する。

(5) アルバイトをしようとするものは、保護者同意のもと所定の用紙で届け出し、許可を得る。その必要性・業種については慎重に判断すること。

(6) HR・部活動での諸会合は、事前に担任・顧問に届け出、許可を得る。

< 服装についての心得 >

服装の自由化について

昨年 10 月、服装自由化についての問題提起が具体的に行われ、その後、各ホームルームで討議がなされ、本年 6 月 26 日、生徒総会において自由化の決議がなされて以来、生徒教師双方よりなる検討委員会において、その具体的取扱いについて種々検討を重ねてきた。

委員会においては、双方とも慎重に、かつ率直な意見を出し合って話し合いを行って来た。その間、学校では父母からアンケートを通して意見を聴取したりしたが、最終的には生徒側の強い要望、社会の諸情勢などを考慮した上で、服装の自由化は時代の趨勢でもあり、服装を制度化して着用させるという意味はうすれてきたという点で意見の一致をみた。また現状では、野放しの自由ではなく、自主的な良識あるものとしてそれが行われるために、別に示すような新しい心得を残すという点でもお互いの了解をみた。

いづれにせよ、服装自由化は、本校の歴史の中でも画期的なことがらである。服装を自由に選択できることから生じる責任、自己規制は生徒の自主的判断によって高まり、華美・低俗な傾向に流れることは避けられねばならないし、必要に応じて教師の助言もなされなければならない。これまで長い期間にわたって真剣に討議してきたその精神を理解し、おのおのの自主的・良識的判断を十分に生かしながら、今度の新しい心得が、あらゆる面において明朗、かつ積極的な学校生活を築き上げる礎となるよう心から希望する。

(昭和 47 年 11 月 6 日服装検討委員会)

1 服 装

高校生としての品位を保ち、清潔・端正であり、華美・低俗にならないように留意する。

2 頭 髪

男女とも高校生にふさわしい髪型とし、パーマや染色・脱色は禁止する。

3 履 物

(1) 内靴は学年規格別の学校指定靴とする。スリッパ、サンダル、草履の使用は認めない。

(2) 屋外運動靴は、上記の学校指定靴以外の運動靴とする。

(3) 通学用の履物は革靴、運動靴などとする。サンダルの使用は認めない。